

平成21年11月27日
国土交通省北海道開発局

新たな労使関係構築検討会議幹事会（第3回）について

（開催日時）

平成21年11月26日（木）15:00～16:05

（開催場所）

札幌第1合同庁舎10階3号会議室

（出席者）

当局側（北海道開発局）

松本 政美（開発監理部長）

是川 聡一（開発監理部次長）

佐藤 晶紀（職員課長）

職員団体側（全北海道開発局労働組合）

小松 陽一（書記長）

田中 正（中央執行委員（企画部長））

藤田 晃久（中央執行委員（組織部長））

（職員団体側から、別添資料「新たな労使交渉について」により、新たな労使関係構築に係る職員団体側の考え方を示す。）

（議事要旨）

○職員団体側から

- ・今回示した我々の考え方については、これまでの検討会議及び幹事会で示した考え方が基本となっている。
- ・現在、国家公務員の労使関係について政府の労使関係制度検討委員会において議論されているところであり、政府の行政改革推進本部専門調査会の報告書においては、使用者が主体的に組織パフォーマンス向上の観点から、職員の意見を聴いて決定できる柔軟なシステムを確立することが必要とされており、この視点に立った議論が必要である。

（各論について説明）

○当局側から

（職員団体側から示された考え方に対して、当局としての見解を以下のとおり述べる。）

【人事院が定める勤務条件について】

- ・人事院が定めている勤務条件については、北海道開発局としての権限内事項であるという考え方には立てない。

【交渉のあり方（事前協議制及び各組織段階における交渉）について】

- ・当局提示交渉及び情報連絡については、従前の事前協議制を継続する形となり、当局として受け入れられない。
- ・事業実施について、職員団体との事前の合意を前提とすることはできない。
- ・各組織段階における交渉については、適法当局の観点から、それぞれの組織段階で交渉できることは自ずと制約があるので、個別の検討をして決めていきたい。

【労使関係に係る通達について】

- ・昭和54年12月14日付け北開局考第150号通達及び昭和57年10月1日付け北開局考第80号文書については、当局として発出している通達であり、職員団体と協議し破棄することにはならない。

○職員団体側から

- ・当局側が当初示した考え方に変更の余地がないのであれば、議論の必要はないということになってしまう。お互い認め合うところは認め合い、合意できるものと考えて議論してほしい。

○当局側から

- ・本日示された職員団体側の考えについては、国家公務員法の趣旨を踏まえさらに精査を行い次回議論したい。

(次回幹事会の日程については別途調整)

※文責は北海道開発局当局（今後修正があり得る）

<問い合わせ先>

北海道開発局職員課	課長	佐藤 晶紀	(内線 5251)
	課長補佐	鈴木 伸彦	(内線 5252)
代表	011-709-2311		
直通	011-709-2107		